

東京大学大学院経済学研究科 附属経営教育研究センター  
特任助教（特定短時間勤務有期雇用教職員） 募集要項

下記の要領で特任助教を公募いたします。

- 【職名】 東京大学大学院経済学研究科 特任助教
- 【就業日・就業時間】 週4、5日程度、週 30 時間(非常勤)：時間については応相談
- 【所属】 東京大学大学院経済学研究科 附属経営教育研究センター
- 【任期】 任期 1 年(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)。  
予算の状況、業務の必要性、勤務成績の評価によって更新する場合がある。最終  
雇用期間満了日：2026年3月31日
- 【試用期間】 採用された日から 14 日間 給与・待遇に変わりはありません。
- 【就業場所】 東京大学大学院経済学研究科(東京都文京区本郷 7-3-1)
- 【採用予定人員】 若干名
- 【研究分野】 経営学。製造業の経営に関わる研究で、次のような学術専門分野、および実証研  
究フィールドのうち、いずれかに精通していること。  
・学術専門分野:国際経営、生産管理、技術管理、経営戦略、経営組織、管理会計  
(製造業の原価管理など)、流通、情報システム。  
・実証研究フィールド:自動車、機械、電子電機、化学、医薬・医療機器、繊維など。
- 【業務内容】 経営教育研究センターにおける研究業務。具体的には、共同研究先企業との産学  
連携の調査研究、大学院生の研究推進のための支援、その他センター運営の支援  
業務。
- 【休日】 土・日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
- 【休暇】 年次有給休暇、リフレッシュ休暇、忌引休暇 等
- 【給与・手当等】 時給 2,500 円～3,000 円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。  
通勤手当(支給要件を満たした場合)  
東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規定等の定めによる。
- 【社会保険】 法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金、雇用保険加入
- 【応募資格】 博士または Ph.D.学位の取得者、または取得見込みの者。国籍は問わない。
- 【提出書類】 以下を各3部(うち2部はコピー可)
- (1) 履歴書(東京大学統一履歴書フォーマットを Excel ファイルで  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> からダウンロードの上、  
使用のこと。同ページの記入要領に則って「記入例」「参考例1(文系教員)」  
を参照して作成し、写真貼付、署名のこと。連絡の取れる電話番号およびメ  
ールアドレスを必ず記入)  
\* 高等学校卒業以降の学歴を記入して下さい。

- (2) 研究計画書(これまでの研究概要、今後の研究計画、経営教育研究センターでの活動の抱負について、A4版用紙1枚程度で作成したもの)
- (3) 指導教員、またはそれに準ずる者の推薦書
- (4) 研究業績一覧
- (5) 博士学位取得者は、学位取得証明書
- (6) 主要論文、著書(3点以内。コピーでも可)

※応募の秘密は厳守します。なお、提出された書類等は一切返却いたしませんので予めご了承ください。

**【応募期限】** 2023年12月15日(金) 必着

**【応募方法】** <郵送の場合>

応募書類封筒に「特任助教応募書類在中」と朱書きで明記の上、必ず簡易書留で下記住所に送付してください。

<メールの場合>

・全ての書類を PDF ファイル(著書は別途郵送)として、以下の送付先に記載のアドレス宛に電子メールで提出してください。ファイルには任意のパスワードを設定して送付することをお勧めします。

・メール件名は「経営教育研究センター特任助教応募+氏名」とすること。

・原本は後日提出する場合がありますので保管しておくこと。

・メールでの応募者にお送りする受領確認メールが3日以内に届かない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

<送付先>

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学大学院経済学研究科附属経営教育研究センター

info<at>mmrc.e.u-tokyo.ac.jp (<at>を@に変換する)

**【選考方法】** (1) 書類審査

(2) 面接(書類審査合格者。2023年12月下旬を予定)

**【問合せ先】** info<at>mmrc.e.u-tokyo.ac.jp (<at>を@に変換する)

担当: 経営教育研究センター 橋本

**【募集者名称】** 国立大学法人東京大学

**【受動喫煙防止措置の状況】** 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)

**【その他】**

- ・東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の応募を歓迎します。
- ・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。